

令和5年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第264回定例会

12月27日開会

12月27日閉会

第 264 回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

令和 5 年 12 月 27 日（水曜日）

出席議員（18名）

1番 松野久郎君	2番 小川正人君
3番 馬場道晴君	4番 武藤広一君
5番 村山一夫君	6番 齋藤英之君
7番 管原研治君	8番 渡部英幸君
9番 岡崎隆君	10番 佐久間克明君
11番 遠藤実君	12番 鈴木宏君
13番 高橋たい子君	14番 大坂三男君
15番 眞壁範幸君	16番 佐藤清隆君
17番 佐藤吉市君	18番 大槻正儀君

説明のため出席した者

理事長 滝口茂君	理事長職務代理者 山田裕一君
理事 黒須貫君	理事 村上英人君
理事 小関幸一君	理事 齋清志君
理事 大沼克巳君	理事 小山修作君
理事 保科郷雄君	助役 蜂谷洋君
監査委員 佐藤長壽郎君	教育長 船迫邦則君
会計管理者 水戸卓司君	総務課長 阿部和之君
企画財政課長 向山恒雄君	滞納整理課長 菊地秀行君
介護保険課長 大内豊君	業務課長 阿部直樹君
消防長 佐々木保方君	次長 遠藤次男君
管理課長 二瓶忠弘君	警防課長 阿部和弘君
指令課長 佐藤信浩君	教育次長 加藤雅章君

事務局職員出席者

事務局長 阿部浩司君	書記 関場幸江君
------------	----------

## 議事日程

令和5年12月27日（水） 午前10時開議

- 第1 議席の指定
  - 第2 会議録署名議員の指名
  - 第3 会期の決定
  - 第4 諸報告
  - 第5 第22号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
第23号議案 仙南地域広域行政事務組合職員ゝ給与に関する条例の一部を改正する条例  
第24号議案 仙南地域広域行政事務組合会計年度任用職員ゝ給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
  - 第6 第25号議案 令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）  
第26号議案 令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算（第3号）
- 午前10時49分 閉会

本日の会議に付した事件

議席の指定

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

第22号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第23号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第24号議案 仙南地域広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第25号議案 令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）

第26号議案 令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第3号）

午前10時 開会

○議長（馬場道晴君） おはようございます。これより、第264回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします

直ちに本日の会議を開きます。

議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、理事長以下関係者の出席を求めています。

ただ今の出席議員数は、18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程をもって進めます。

---

#### 日程第1 議席の指定

○議長（馬場道晴君） 日程第1、議席の指定を行います。

この度、組規約第5条の規定により、当組合議会議員となられました方の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、17番佐藤吉市君、18番大槻正儀君を指定いたします。

この際、新たに議員になられた方を御紹介いたします。

12月1日付けで丸森町議会議長となられました佐藤吉市君でございます。

○17番（佐藤吉市君） はい、よろしくお願ひします。（拍手）

○議長（馬場道晴君） 12月8日付けで丸森町議会から選出されました大槻正儀君でございます。

○18番（大槻正儀君） 大槻です。よろしくお願ひします。（拍手）

---

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（馬場道晴君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、2番小川正人君、11番遠藤実君の両君を指名いたします。

---

#### 日程第3 会期の決定

○議長（馬場道晴君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

---

#### 日程第4 諸報告

○議長（馬場道晴君） 日程第4、諸報告を行います。

先ほど、議席の指定の際に申し上げたように、丸森町議会議員の改選に伴い、議会運営委員会の委員に欠員が生じたので、仙南地域広域行政事務組合議会委員会条例第4条の規定により、12月8日付けで大槻正儀君を指名選任したので御報告申し上げます。

次に、監査委員から監査結果の報告がありました。

その写しはお手元にお配りしておりますので、御了承願います。

続いて、理事長より報告があります。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 本日ここに、第264回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙中のところ御出席をいただき、提出案件の御審議をしていただきますことに対し、厚くお礼申し上げます。

行政報告に先立ちまして、一言お祝いを申し上げます。先般行われました丸森町議会議員選挙におきまして、めでたく御当選されるとともに、当組合議会議員に選任されました丸森町の佐藤吉市議員及び大槻正儀議員におかれましては、ただ今、議席の指定を受けられ、改めまして御就任のお祝いを申し上げます。

今後の御協力、御支援をよろしくお願い申し上げます。

さて、行政報告であります。はじめに、スピード違反による職員の懲戒処分についてであります。

本件は、当消防本部の男性消防職員が、本年9月26日に勤務人員補充のために白石消防署七ヶ宿出張所に向かう出勤途上において、白石市福岡蔵本地内の国道113号線を自家用車で走行中、時速31キロメートルの速度超過を起こし、道路交通法違反で検挙されたものであります。

この職員に対する処分であります。助役を会長とする組合職員分限懲戒審査会の答申を受け、12月1日付けで戒告処分とし、併せて、直属の上司である消防署長に対して、指導監督不行き届きにより、文書による注意処分としたものであります。

度重なる職員の不祥事に対し、誠に遺憾に思う次第であります。理事会を代表し、議員各位並びに圏域住民の皆様に対し、深くお詫びを申し上げます。

今後は、このような不祥事を起こさないよう指導を徹底し、法令遵守並びに安全運転管理体制の確立に努めてまいります。

大変申し訳ございませんでした。

次に、滞納整理事務の共同処理についてであります。

滞納整理事務は、平成17年度から滞納整理課を設置して共同処理を行っておりますが、5年ごとにそのあり方を見直すこととしており、前回の見直しの結果、令和6年度までは共同処理を行うこととされております。

このことから、本年、組合及び構成市町の税務部門において、令和7年度以降の滞納整理事務の共同処理をどうするべきか、協議、検討を重ねてまいりました。

その結果、一定の成果を上げていることから、令和7年度以降も継続するとの報告書が

提出されました。

この報告書を受け、理事会として協議いたしました結果、引き続き令和7年度以降の5年間も組合の共同処理事務として継続することと決定いたしました。

ただし、今後の滞納整理事務に係る環境の変化に対応するため、3年目に理事会において話合いの場を設けることとしております。

以上、御報告いたします。

○議長（馬場道晴君） これより行政報告への質疑を行います。議会先例により質疑は1人1回限りとなります。

質疑はありませんか。（「はい、議長」の声）7番管原研治君。

○7番（管原研治君） 7番管原でございます。おはようございます。ただ今理事長から行政報告の中で、職員の不祥事の件が報告されました。前にも私、全員協議会などでお聞きしている訳ですけれども、職員の度重なる不祥事は大変圏域の住民にとって不名誉な事でございます。そういった件について、単に助役を会長とする職員の分限懲戒審査会だけで対応するのではなくて、やっぱり職場全体での意識の高揚が必要ではないかと考えております。その辺について、これは常に職場を指導監督している助役の方から、ぜひ今後の、更なる徹底した職員の教育について、どうあるべきか、どうすべきか、どのようになさるのかをお尋ねをさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。（「議長」の声）

○議長（馬場道晴君） 蜂谷助役。

○助役（蜂谷洋君） 事務方トップの助役という事ですので、僭越でございますが、お答えさせていただきます。

今回、スピード違反の件を含め、消防職員による交通事故及び交通違反が頻発することにつきましては、私としても大変憂慮しているところでございます。

改めて調べてみますと、少なくとも私が助役に就任した令和3年度以降の3年間で起きた消防職員が関係する事故、違反のうち、約65パーセントは休みの日の自家用車で運転中に起きておりました。

申すまでもなく、消防職員は消火活動や救急活動の時だけが公務員なのではございません。当組合に入庁したその日から、24時間公務員であり、この事は一般の事務職員と何ら変わりありません。

事務職員の自家用車による事故、違反がこの3年間皆無なのに比べて、消防職員による件数の多さは極めて異常な事態と言わざるを得ません。

これまで消防部局におきましては、事故、違反が発生した場合、ヒヤリハット事故即報、即報の即は、即ちの即であります。この即報を流して各所属で情報を共有してまいりました。これに加え、先日の予算説明会で管原議員から御提案があった件を検討した結果、所属ごとに無事故無違反、〇〇日達成中の掲示をし、〇〇日の箇所は毎日更新することといたしました。



今後とも消防長には、消防職員の先頭に立って、なお一層の交通安全についての意識付けを行ってもらいたいと思います。また、その際は私からも出来る限りのアドバイスを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（馬場道晴君） 他に質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

以上で行政報告への質疑を終わります。

---

日程第5 第22号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第23号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第24号議案 仙南地域広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（馬場道晴君） 日程第5、第22号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例から第24号議案、仙南地域広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの計3議案を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第22号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、第23号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び第24号議案、仙南地域広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の3議案につきましては、人事院勧告に伴う条例改正となりますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本年8月、人事院は国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について、初任給をはじめ若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げるとともに、ボーナスにつきましても同様に引き上げるよう勧告いたしております。

この勧告に鑑み、国は一般職の給与法を改正し、特別職の給与法につきましても一般職に準じた改正を行っております。

また、宮城県の人事委員会も県に対し、同様の勧告を行っているところであります。

当組合におきましては、これまでも人事院や県の人事委員会の勧告に準じて給与改定を行ってきたことから、今年度もこれらの勧告どおり、所要の改定を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（馬場道晴君） 続いて詳細説明を求めます。（「はい、議長」の声）阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） 第 22 号議案から第 24 号議案までにつきまして、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

この 3 つの条例は、理事長の提案理由にありますとおり、人事院勧告に伴う、組合職員の給与改定を行うためのものがございます。

はじめに、議案書の 1 ページ、第 22 号議案、組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例になります。

参考資料の 1 ページをお開き願いたいと思います。

この一部改正する条例の概要の資料を用いて説明させていただきます。

中段の改正の概要、要点を御覧願います。

まず、第 1 条関係の(1)になりますが、給料月額を 1,000 円引上げ、63 万 8,000 円を 63 万 9,000 円に改定し、(2)になりますが、ボーナスについては期末手当の支給月数を 0.10 月分引き上げ、年間の支給月数を 3.30 月から 3.40 月となるよう改定するものであります。なお、括弧内の月数は、改正前の支給月数となります。

期末手当の引き上げ分につきましては、0.10 月分を本年 12 月期の期末手当に配分するものであります。

次に、第 2 条関係になります。

第 1 条関係の改正では、期末手当の引き上げ分、0.10 月分を 12 月期の期末手当に配分しましたが、令和 6 年度以降の支給にあたりましては、引き上げた 0.10 月分を 6 月期と 12 月期において、均等に支給するよう改定するものです。

最後に施行期日になりますが、第 1 条関係の改正は、公布の日から施行し、(1)の給料月額改正は令和 5 年 4 月 1 日から適用。(2)のボーナス、期末手当の改正は令和 5 年 12 月 1 日から適用。

第 2 条関係の改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行しようとするものがございます。

次に、議案書の 2 ページ、第 23 号議案、組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例になります。

参考資料の 3 ページ、一部を改正する条例の概要の資料を御覧いただきたいと思いません。

中段の改正の概要、要点になります。

まず、第 1 条関係の(1)になりますが、こちらは給料表の改定になります。

若年層を重点的に引き上げ、全体で平均 1.1 パーセント増額となるよう給料表の改定を行うものです。

なお、この給料表の改定は、本年 4 月 1 日に遡り改定するものです。

次に(2)になりますが、ボーナスの改定になります。

略して一般職員とありますが、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員になります。こ

の職員の期末手当、勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.05 月、合計で 0.10 月分引き上げ、年間の支給月数を 4.40 月から 4.50 月になるよう改定するものであります。

その下段、定年前再任用職員とありますが、これは定年前再任用短時間勤務職員になります。この職員の期末手当、勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.025 月、合計で 0.05 月分引き上げ、年間の支給月数を 2.30 月から 2.35 月になるよう改定するものです。

なお、ボーナスの引き上げ分は本年 12 月期の期末手当、勤勉手当に配分するものであります。

次に、第 2 条関係になります。

第 1 条関係の改正では、ボーナスの引き上げ分を 12 月期の期末手当、勤勉手当に配分しましたが、令和 6 年度以降の支給にあたりましては、第 22 号議案の常勤特別職と同様に、引き上げ分を 6 月期と 12 月期において、均等に支給するよう改定するものです。

最後に施行期日になりますが、第 1 条関係の改正は、公布の日から施行し、(1)の給料表の改正は令和 5 年 4 月 1 日から適用。(2)のボーナスの改正は令和 5 年 12 月 1 日から適用。

第 2 条関係の改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行しようとするものです。

最後に、議案書の 10 ページ、第 24 号議案、組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例になります。

参考資料の 12 ページ御覧いただきたいと思えます。

こちらの改正の概要、要点になりますが、組合職員の給与条例に倣い、給料表の一般職について所要の改定を行うものでございます。

次のページの新旧対照表を御覧願いたいと思えます。

会計年度任用職員の給料表になりますが、一般職の給料月額、御覧のとおり 1 号給から 5 号給まで定めております。

この金額は、行政職給料表の 1 級 1 号俸から 1 級 5 号俸までに倣って定めておりますので、行政職給料表が改定されたことから、御覧のとおり改定するものであります。

最後に施行期日になりますが、この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用しようとするものです。

以上で、詳細説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（馬場道晴君） 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第 22 号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与

及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（馬場道晴君） 起立総員であります。

よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第23号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（馬場道晴君） 起立総員であります。

よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第24号議案、仙南地域広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（馬場道晴君） 起立総員であります。

よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 第25号議案 令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算  
(第3号)

第26号議案 令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター  
特別会計補正予算(第3号)

○議長（馬場道晴君） 日程第6、第25号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第3号及び第26号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第3号を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。（「はい、議長」の声）滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第25号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第3号及び第26号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第3号の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに、一般会計の補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億152万7,000円を減額し、予算の総額を47億6,434万1,000円にいたそうとするものであります。

補正予算の概要であります。歳入予算の分担金及び負担金では、市町負担金全体で4,500万円減額するとともに、徴税費及び衛生費では前年度の実績割の精算、消防費では基準財政需要額割の精算を併せて行ったところであります。

また、使用料及び手数料では一般廃棄物の搬入量が減少したことから清掃手数料を減額し、そのほか財政調整基金繰入金の減額補正を行うものであります。

次に、歳出予算では、人事院勧告や人事異動に伴う人件費の補正を行いましたほか、入札執行残の減額に併せ、電気、ガス価格の激変緩和措置により電気料金が値引きされたことから光熱水費の減額補正を行っております。

また、あぶくま斎苑などにおいて、将来における財政負担の軽減を図るため財政調整基金への積立金を計上いたしております。

一般会計の最後になりますが、債務負担行為の補正では、指令装置及び無線装置保守管理委託料に係る債務負担行為を追加いたしております。

続きまして、仙南芸術文化センター特別会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万2,000円を追加し、予算の総額を2億3,560万8,000円にいたそうとするものであります。

補正予算の概要であります。一般会計と同様に、人事院勧告に伴う人件費の補正を行いましたほか、光熱水費や入札執行残などの減額補正を行うとともに、将来における財政負担の軽減を図るため財政調整基金への積立金を計上いたしております。

なお、補正の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（馬場道晴君） 続いて詳細説明を求めます。（「はい、議長」の声）向山企画財政課長。

○企画財政課長（向山恒雄君） それでは、理事長の命によりまして、第25号議案及び第26号議案の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、第25号議案、仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第3号でございますが、歳入歳出予算及び債務負担行為補正を行う補正予算でございます。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算から1億152万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億6,434万1,000円にいたそうとするものでございます。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正でございます。

今回、記載の事項1件を追加するもので、遅滞なく事業を執行するにあたり、今年度中に契約行為などの事務手続きを行う必要がありますことから、設定いたすものでございます。

なお、事項、期間及び限度額につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出予算の主な補正内容について、御説明申し上げます。

補正予算書 8 ページ、9 ページをお願いいたします。

はじめに、歳入予算でございます。1 款分担金及び負担金では、4,223万5,000円を減額とするものでございます。

内訳でございますが、1 項 1 目市町負担金におきましては、4,500万円を減額。1 項 2 目東日本高速道路株式会社負担金では、276万5,000円を増額とするものでございます。

ここで、市町負担金の補正内容について、御説明もうしあげますので、中段の市町負担金の内訳を御覧いただきたいと思っております。

はじめに、減額でございますが、総務費及び介護保険費におきましては人件費。あぶくま斎苑では、予備費との調整。し尿処理施設では、電気料などの減によりまして、それぞれ負担金を減額とするものでございます。

次に、負担金の精算についてでございますが、徴税费では、前年度の徴収金額や移管件数の実績確定に伴う精算。衛生費では、仙南リサイクルセンター、仙南クリーンセンター及びし尿処理施設においては、前年度の実績割確定に伴う精算。消防費では、令和 5 年度の基準財政需要額割確定に伴う精算をそれぞれ行ったものでございます。

なお、8 ページの左側が、市町負担金の合計額となります。

詳細につきましては、後ほど、御確認をいただきたいと思っております。

次に、10 ページ、11 ページをお願いいたします。

2 款使用料及び手数料では、4,175万1,000円を減額とするものでございます。

主に、2 項 2 目衛生手数料におきましては、ごみ搬入量の減少に伴い、ごみ処理手数料を減額。また、家庭ごみ処理手数料では、有料指定ごみ袋の売り上げの減によりまして、減額といたしております。

12 ページ、13 ページをお願いいたします。

上段、3 款国庫支出金及び下段の 4 款県支出金では、事業費の確定などに伴いそれぞれ補正を行ったものでございます。

14 ページ、15 ページをお願いいたします。

上段、5 款財産収入では、380万3,000円を増額としております。

2 項 1 目物品売払収入では、主に、仙南リサイクルセンターで処理をしているペットボトルの売却収入を見込んだことによる増額でございます。

次に、下段、6 款繰入金では、3,520万5,000円を減額といたしております。

歳入歳出予算の財政調整によりまして、減額といたすものでございます。

16 ページ、17 ページをお願いいたします。

8 款諸収入では、1,603万2,000円を増額といたしております。

主に、亘理名取共立衛生処理組合から協力依頼のありました家庭系一般廃棄物の受入に伴い、ごみ処理費用負担金を追加するものでございます。

なお、仙南クリーンセンターの売電収入につきましては、ごみ搬入量の減少に伴い、炉の稼働日数が減となりましたことから、売電収入を減額とするものでございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

9款組合債では、事業費の確定に伴いまして280万円を減額といたしております。

以上が歳入の補正予算内容でございます。

次に、歳出予算でございます。20ページ、21ページをお願いいたします。

1款1項議会費では、37万8,000円を減額といたしております。職員の人事異動により、人件費が減額となったものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費では、698万円を減額とするものでございます。

主な理由といたしましては、1目一般管理費では、職員の人事異動や、職員1名減に伴い人件費を減額いたしております。

次に、2目財政管理費では、次のページ光熱水費や修繕料、各委託料や工事、備品購入費などの入札執行残などを減額とするものでございます。

続きまして、2項1目徴税費におきましては、職員の人件費の補正を行うとともに、次のページの不動産鑑定評価業務委託料等を減額といたすものでございます。

次に28ページ、29ページをお願いいたします。

3款1項社会福祉費では、922万9,000円を減額といたしております。

1目介護保険費では、職員の人事異動に伴う人件費。2目障害福祉費では、市町村審査会の開催を一部書面会議で行っておりますことから、次のページ費用弁償などを減額とするものでございます。

32ページ、33ページをお願いします。

4款衛生費では、7,100万6,000円を減額としております。

主な内容といたしましては、1項保健衛生費では、業務課及び5つの斎苑に係る補正で、294万円を減額としております。

1目保健衛生総務費では、業務課職員に係る人件費を増額。2目環境衛生費では、各斎苑の光熱水費を減額するとともに、次のページのあぶくま斎苑におきまして、各工事の契約執行残を減額といたすほか、将来の財政負担の軽減を図るため、積立金500万円を追加いたすものでございます。

36ページ、37ページをお願いいたします。

2項清掃費では、各衛生処理施設に係る補正で6,806万6,000円を減額といたすものでございます。

主な内容といたしましては、まず、1目清掃総務費では、し尿処理施設角田におきまして、職員1名減に伴い人件費を減額といたしております。

また、2目じん芥処理費、それから次のページの3目し尿処理費におきましては、各施

設に要する燃料代や光熱水費のほか、各委託料や工事費などの入札執行残などを減額とするものでございます。

次に、40ページ、41ページの4目家庭ごみ有料事業費におきましては、先ほど歳入予算のところでお説明申し上げましたとおり、有料指定ごみ袋の売上げ減に伴いまして、係る経費をそれぞれ減額といたすものでございます。

次に、42ページ、43ページをお願いします。

5款1項消防費では、1,009万2,000円を増額といたすものでございます。

主な内容といたしましては、1目の常備消防費では、人事院勧告に伴い、消防職員に係る人件費を増額といたしております。

なお、減額につきましては、各消防署所の光熱水費や、各契約執行残などを減額いたすものでございます。

また、次のページの2目消防施設費におきましても、工事や備品購入費の入札執行残をそれぞれ減額とするものでございます。

46ページ、47ページをお願いいたします。

6款教育費では、40万4,000円を増額とするものでございます。

主に、1項2目事務局費におきまして、人事院勧告に伴う人件費の増が主な増額の要因でございます。

なお、その他につきましては、契約執行残をそれぞれ減額とするものでございます。

50ページ、51ページをお願いいたします。

上段、7款公債費では、借り入れ額の減や借り入れ利率が低率であったことから、163万4,000円を減額。下段の8款予備費では、歳入歳出予算の調整といたしまして、2,251万3,000円を減額とするものでございます。

以上が、一般会計補正予算第3号でございます。

続きまして、補正予算書の63ページをお開きいただきたいと思います。

第26号議案、仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第3号でございますが、既定の予算に6万2,000円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,560万8,000円といたそうとするものでございます。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、64ページ、65ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算の主な補正内容について、御説明申し上げます。

補正予算書70ページ、71ページをお願いいたします。

はじめに、歳入予算となります。表の上段、2款使用料及び手数料、下段の3款財産収入につきましては、それぞれ実績見込みなどを考慮いたしまして、それぞれ補正いたすものでございます。



72ページ、73ページをお願いいたします。

歳出予算となります。はじめに、1款仙南芸術文化センター費では、343万3,000円を増額としております。

一般会計同様、人事院勧告に伴い人件費の補正を行ったほか、光熱水費や委託料、工事の入札執行残を減額といたすものでございます。

なお、次のページの積立金でございますが、利子積立金を予算計上するほか、次年度以降の市町負担金の軽減を図るため、財政調整基金の方に600万円を積み立ていたすものでございます。

最後に、76ページ、77ページをお願いいたします。

上段2款公債費では、本年12月に借り入れいたしました利子償還金を追加するほか、下段の3款予備費では、歳入歳出の調整といたしまして350万9,000円を減額とするものでございます。以上が、仙南芸術文化センター特別会計補正予算第3号でございます。

以上で、第25号議案及び第26号議案の詳細説明を終わります。

よろしく、御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（馬場道晴君） 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声）  
質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声）  
討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第25号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（馬場道晴君） 起立総員であります。

よって、第25号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて第26号議案、令和5年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（馬場道晴君） 起立総員であります。

よって、第26号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第264回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。  
大変お疲れ様でした。

午前10時49分 閉会

以上、会議の顛末を記録し、その正当なることを証するため署名する。  
令和5年12月27日

仙南地域広域行政事務組合

議会議長 馬 場 道 晴

署名議員 小 川 正 人

署名議員 遠 藤 実